

## 特定非営利活動法人TORERUN定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人TORERUNという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、障がいの有無や年齢、国籍、家庭環境を問わず、子どもから高齢者まで多様な背景や生きづらさを抱える人々が、社会参加を実現できる社会の創造を目的とする。そのために、福祉・AIなどの活動を通じて、「嘘のない支援」「心身の再生」「自分らしい暮らしの尊重」に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)情報化社会の発展を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① AI教育・デジタル活用支援事業
  - ② 生活・健康・居住支援事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体  
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 20人以下

(2) 監事 1人以上 5人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会におい

て後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項  
（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委

任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法

をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議

決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	植原 武志
副理事長	川村 比那
理事	君浦 征勝
監事	筒井 誠

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0円  
正会員会費 年額 0円
  - (2) 賛助会員入会金 0円  
賛助会員会費 年額 0円

# 役員名簿

特定非営利活動法人 TORERUN

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有 無
理事長	うえはら たけし 植原 武志		無
副理事長	かわむら ひな 川村 比那		無
理事	きみうら まさかつ 君浦 征勝		無
監事	つつい まこと 筒井 誠		無

# 設立趣旨書

特定非営利活動法人TORERUN  
設立代表者 植原 武志

## 1 趣旨

現代の日本社会では、AIをはじめとするテクノロジーの進化により、働き方や学び方、生活の在り方が大きく変化しています。一方で、その変化の恩恵を十分に受けられない人々が存在していることも事実です。

他方で、障がいのある人や介護が必要な人が抱える身体的・生活上の制約、また、日本で暮らす外国人が直面する言語や制度の壁は、個人の努力のみでは解決が難しい社会的課題となっています。

これらの課題は、

「学ぶ機会が限られていること」

「安心して暮らせる住環境が不足していること」

「社会とつながるきっかけを得にくいこと」

といった点で共通しており、

支援が分野ごとに分断されている現状が、問題をより深刻にしています。

## 2 社会経済情勢と課題

少子高齢化の進行や外国人居住者の増加により、地域社会には多様な背景を持つ人々が共に暮らす環境づくりが求められています。

しかし現状では、福祉、教育、住まい、テクノロジーといった分野が個別に扱われることが多く、複合的な困難を抱える人々に対して、十分な支援が行き届いていない状況があります。

また、AIなどの新しい技術は本来、身体的・言語的な制約を補完する可能性を持つ一方で、活用場が限られており、支援を必要とする人ほどその活用から取り残されやすいという課題も見られます。

### 3 法人の行う事業とその公益性

本法人は、こうした社会的課題に対し、AI・デジタル技術を活用した教育支援、生活・健康に関する支援、障がい者を前提としたバリアフリーの住環境に関する支援を、相互に連動させて行います。

具体的には、障がい者や介護が必要な人、外国人等を対象に、言語や身体的制約に左右されにくい学習機会の提供、安心して暮らせる住環境につながる相談・情報提供、社会とのつながりを回復・維持するための支援を実施します。

これらの事業は、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、地域社会全体の包摂性を高め、誰もが安心して暮らし続けられる社会の実現に寄与するものであり、不特定多数の利益につながる公益性を有しています。

### 4 法人格が必要となった理由

本法人が取り組む課題は、一人ひとりの状況に応じた対応が必要であり、継続的かつ中長期的な視点での支援が求められます。

これらの活動を安定して継続するためには、個人や任意団体の枠を超え、責任体制や運営の透明性を確保した組織として活動することが不可欠です。

また、行政機関や他団体、地域との連携を円滑に進めるためにも、社会的信用を有する法人格が必要であると判断しました。

### 5 NPO法人格を選択した理由

本法人の事業は、短期的な収益性や効率性を重視するものではなく、支援を必要とする人々に寄り添いながら、時間をかけて課題の解決を図る性質を持っています。

そのため、利益の分配を目的とせず、公共性と継続性を重視した活動を行うことができる特定非営利活動法人の形態が、本法人の目的および事業内容に最も適していると考えました。

## 6 結び

本法人は、  
テクノロジーの力と地域社会のつながりを活かし、  
障がいの有無や国籍に関わらず、  
誰もが安心して学び、暮らし、社会に参加できる環境づくりを進めていきます。

これらの活動を通じて、  
地域全体の福祉の向上と共生社会の実現に寄与することを目的として、ここに特定非営利活動法人 TORERUN を設立します。

## 2 申請に至るまでの経過

本法人は、障がい者、介護が必要な人、外国人等が抱える  
学び・生活・住環境に関する課題について、  
既存の制度や支援だけでは十分に対応しきれていない現状を踏まえ、地域において継続的な支援の仕組みを構築する必要性を感じたことから、設立の検討を開始した。

これまで、任意の活動として、  
AIやデジタル技術を活用した学習・創作に関する相談対応、  
生活や健康に関する支援、障がい者を前提とした住環境に関する情報収集や相談対応を行ってきた。  
その過程で、支援を必要とする人々が分野ごとに分断された支援の中で、十分な支援につながりにくい実態があることが明らかとなった。

また、活動を継続する中で、  
行政機関や地域、関係団体との連携を進めるためには、  
責任体制や運営の透明性を備えた組織として活動することが不可欠であると判断した。

これらの経過を踏まえ、  
不特定多数の利益に寄与する事業を安定的かつ継続的に実施するため、任意団体としての活動を発展させ、特定非営利活動法人として法人化することとし、ここに設立認証の申請を行うに至った。

# 初年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人TORERUN

## I 事業の実施方針

設立初年度は、法人活動の基盤整備期間と位置づける。

AI教育・デジタル活用支援事業および生活・健康・居住支援事業については、収益を目的とせず、教材整備、相談対応、環境構築を中心に実施する。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) AI教育・デジタル活用支援事業

##### 【内容】

障がい者、介護が必要な人、外国人等を対象に、AIやデジタル技術を活用した学習支援の基盤づくりを行う。

本事業では、視覚的に理解しやすい教材の制作および実施環境の整備を通じて、身体的・言語的な制約により学習や社会参加が困難な人でも、AIを活用することで「できる形」に変換できる学習環境を構築する。

具体的には、麻痺や身体障がいのある人に対し、AIロボットやAIアシスタントを活用した視覚中心のマニュアル教材を整備し、音声認識や対話機能により手を使わずに作業確認や指示ができる環境を構築することで、就労や日常生活への復帰を支援する。

また、文章・画像・動画をAIで生成できる教材を制作し、パソコン操作に不安のある人でも段階的にデジタルスキルを習得し、在宅就労や副業などの就労機会につなげる。

さらに、外国人向けにはAIによる対話型日本語学習教材を制作し、生活や就労の場面に即した日本語を直感的に学べる環境を提供する。

本年度は学習支援の基盤整備と教材制作を行い、翌年度以降は継続的な教育支援および社会参加支援へと発展させる。

**【実施場所】**

大阪市内（主たる事務所およびオンライン）

**【実施日時】**

随時

**【事業の対象者】**

障がい者、介護が必要な人、外国人

**【収 益】**

0円（初年度は準備期間とする）

**【費 用】 2,226,636円**

- ・事務所備品購入費 120,000円
- ・教材制作費 600,000円
- ・家賃 1,267,200円（105,600円×12ヶ月）
- ・光熱費 180,000円（15,000円×12ヶ月）
- ・通信費 59,436円（4,953円×12ヶ月）

**(2) 生活・健康・居住支援事業**

**【内 容】**

障がい者等が地域で安定した生活を送るため、住環境に関する支援を継続して実施する。

本事業では、障がいのある人が安心して暮らせる住まいの確保を目的とし、身体状況や生活動線に配慮した住環境づくりを支援する。

具体的には、障がいの特性や身体状況を踏まえ、バリアフリー対応の住宅や配慮のある物件について、本人と一緒に条件整理を行い、住まい探しや物件案内を行う。段差や動線、トイレ・浴室などの居住環境を確認し、無理なく生活できる住まいを提案する。

これらの支援を通じて、住まいに関する不安を軽減し、障がい者等が地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを目指す。

**【実施場所】**

大阪市内（主たる事務所および訪問）

**【実施日時】**

随時

**【事業の対象者】**

障がい者、介護が必要な人、外国人

**【取 益】**

0円

**【費 用】** 120,000円

・消耗品費 120,000円 (10,000円×12ヶ月)

# 翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人TORERUN

## I 事業の実施方針

初年度に整備した教材および事業環境を活用し、  
AI教育・デジタル活用支援事業および生活・健康・居住支援事業を  
継続的に実施する。

各事業を相互に連携させ、  
障がい者や外国人等が地域で安心して学び、暮らすことのできる  
支援体制の確立を目指す。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) AI教育・デジタル活用支援事業

※初年度と同一事業として継続実施

##### 【内容】

障がい者、介護が必要な人、外国人等を対象に、AIやデジタル技術を活用した学習支援の基盤づくりを行う。

本事業では、視覚的に理解しやすい教材の制作および実施環境の整備を通じて、身体的・言語的な制約により学習や社会参加が困難な人でも、AIを活用することで「できる形」に変換できる学習環境を構築する。

具体的には、麻痺や身体障がいのある人に対し、AIロボットやAIアシスタントを活用した視覚中心のマニュアル教材を整備し、音声認識や対話機能により手を使わずに作業確認や指示ができる環境を構築することで、就労や日常生活への復帰を支援する。

また、文章・画像・動画をAIで生成できる教材を制作し、パソコン操作に不安のある人でも段階的にデジタルスキルを習得し、在宅就労や副業などの就労機会につなげる。

さらに、外国人向けにはAIによる対話型日本語学習教材を制作し、生活や就労の場面に即した日本語を直感的に学べる環境を提供する。

### 【実施場所】

大阪市内（主たる事務所およびオンライン）

### 【実施日時】

通年

### 【事業の対象者】

障がい者、介護が必要な人、外国人

【収 益】 1,490,000円

AI生成の教材販売収入

内訳（29,800円×50名）

【費 用】 3,426,636円

- ・教材制作費 600,000円
- ・家賃 1,267,200円 (105,600円×12ヶ月)
- ・光熱費 180,000円 (15,000円×12ヶ月)
- ・通信費 59,436円 (4,953円×12ヶ月)
- ・消耗品費 120,000円 (10,000円×12ヶ月)
- ・給料手当 1,200,000円 (100,000円×12ヶ月)

## (2) 生活・健康・居住支援事業

### 【内 容】

障がい者等が地域で安定した生活を送るため、住環境に関する支援を継続して実施する。

本事業では、障がいのある人が安心して暮らせる住まいの確保を目的とし、身体状況や生活動線に配慮した住環境づくりを支援する。

具体的には、障がいの特性や身体状況を踏まえ、バリアフリー対応の住宅や配慮のある物件について、本人と一緒に条件整理を行い、住まい探しや物件案内を行う。段差や動線、トイレ・浴室などの居住環境を確認し、無理なく生活できる住まいを提案する。

これらの支援を通じて、住まいに関する不安を軽減し、障がい者等が地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを目指す。

### 【実施場所】

大阪市内（主たる事務所および訪問）

### 【実施日時】

通年

### 【事業の対象者】

障がい者、介護が必要な人、外国人

【収 益】 3,600,000円

利用料

30,000円 × 年間 120名

【費 用】 1,320,000円

・ 消耗品費 120,000円 (10,000円 × 12ヶ月)

・ 給料手当 1,200,000円 (100,000円 × 12ヶ月)



